

II ワロン地方民主制・分権法典

基礎自治体相互間

県 法

基礎自治体新法

ワロン地方民主制・分権法典（2004年8月12日のベルギー官報^(注)59,699ページ；正誤表：2005年3月22日のベルギー官報12,622ページ）

2004年5月27日の地域圏法により追認され、「地方民主制・分権法典」の名称で自治体の権限に関する立法の編纂がなされた2004年4月22日のワロン政府規則。

この法典の若干の規定の発効の日付を知るためには下記の第5部第II巻第I編第I章第1条を見よ。

以下により修正された法典：

- 2005年12月8日の地域圏法（第1本文）；
- 2005年12月8日の地域圏法（第2本文）；
- 2006年2月23日の地域圏法予定；
- 2006年3月16日の地域圏法；
- 2006年6月1日の地域圏法；
- 2006年6月8日の地域圏法；
- 2006年7月19日の地域圏法（第1本文）；
- 2006年7月19日の地域圏法（第2本文）；
- 2006年12月21日の地域圏法（第2本文）；
- 2006年12月21日の地域圏法（第2本文）；
- 2006年12月22日の地域圏法；
- 2007年2月15日の地域圏法；
- 2007年2月18日の地域圏法；
- 2007年3月9日の地域圏法；
- 2007年6月27日の地域圏法；
- 2008年6月19日の地域圏法；
- 2008年7月15日の地域圏法。

非公式な調整

注 この法典の規定の中では「長助役参事会」（collège des bourgmestre et échevins）の語や「行政官団」（collège échevins）の語は2005年12月8日の地域圏法第51条の適用により「基礎自治体理事会」（collège communal）の語に置き換えられている。

基礎自治体の区域内の諸機関に関するこの法典の規定の中では「地区」（district）は2006年6月1日の地域圏法第4条の適用により「地区」（secteur）の語に置き換えられている。

この法律は、2002年の憲法改正で地方自治に関する事項が連邦政府から地域圏政府に移管されたことにより、ベルギーの2大地域の一つのワロン地域圏が2004年に初めて制定し、同地域にのみ施行された地方自治に関する基本法である。本来ならば国により制定されるべきこのような法律が、その一部である地域圏により制定されたのは、連邦化に伴い国がワロンとフラーンデレンの南北二つの共同

(注) “Moniteur Belge” ベルギー国家の正規の法律その他を布告する官報。1831年（独立の翌年）6月16日に当時のフランスの“Moniteur universel”『世界報知』（1789年のフランス革命時から発行）に倣った。2003年からは紙への印刷をやめてインターネットへ切り替えた。

体・地域圏に連邦と対等同格に近い強力な自治権を付与し、1993年に憲法が改正されてそれまでの単一国家から「共同体と地域圏からなる」連邦国家に移行したことによる。したがって、当然フラーンデレンにも同様な法律が別途制定された（“ONTWERP VAN GEMEENTEDECREET” VRAAMS PARLEMENT 2005年5月26日公布）が、これまた膨大でオランダ語なので本書への登載は断念せざるをえなかった。ただし、両地域の歴史的事情から、ワロンでは共同体は地域圏に吸収併合されているところから、地域圏法となっているが、逆にフラーンデレンでは共同体が地域圏より優位で、その両者を併せた名称がフラーンデレンであり、いわば共同体法の形を採ることになった。

ところで、ワロン地域圏のこの法律はフランス語で次の6部から成り、条文は章ごとに変わるので数えてみると999条、内容も膨大な量に上り、以下に見るように、全訳した日本語の字数は25万8200字に達する。なお、この法律は制定以後頻りに改正されているが翻訳した原文は2008年7月15日までの修正を加えた版を用いた。

第1部：基礎自治体（384か条、全訳字数9万9500字）

第2部：超基礎自治体（202か条、4万7468字）

第3部：基礎自治体と超基礎自治体に対する共通規定（98か条、2万85字）

第4部：選挙（300か条、第5部第6部を加えて9万1007字）

第5部：受任と報酬の申告事項の受任者の義務について（10か条）

第6部：雑則（5か条）

つぎに、各部（partie）は、順に巻（livre）、編（titre）、章（chapitre）に分けられ、必要に応じてさらに章の中が順に節（section）、小節（sub-section）へと細分化されている。そして、各条は例えばL1111-1条と表記され、1111は最初の1が部、2番目が巻、3番目が編、4番目が章で、-1は章ごとに順番に数字が振られている。

なお、この法典を理解するに当たってあらかじめ知っておいた方がよいことを2～3挙げておく。

まず、法典に出てくるワロン地域の地方自治構造は、日本と同様基礎自治体（commune）と広域の県（province）の2層であるが、前者は日本と違って市町村といった区別がないので、ここではやや煩雑の感が否めないものの「基礎自治体」の訳を当てる。この基礎自治体は、議会と公選首長の並立する日本のアメリカ型首長制とは異なり、議会に全権があって、議会は多くは小党分立のため多数派協定が締結されて（県も同様）その中から執行部の長（bourgmestre）（ただし議員以外でもよい）と、その長と一緒に基礎自治体理事会（collège communal）を構成する複数の助役（ただし議員以外でもよい）などの理事たちが選出される。

つぎに、基礎自治体の広域組織として、基礎自治体一部事務組合（intercommune）、都市圏（agglomération）、基礎自治体連合（fédération de communes）があり、またこの法典には特殊法人の基礎自治体普通公社（régie communale ordinaire）と独立基礎自治体公社（régie communale autonome）が規定されており、この公社は県にも同様な規定が置かれている。

一方、広域の中間団体である県は、フランスのナポレオン法典に範を採った自治体と国の出先機関の二重性格を有し、県議会とは別個に地域圏の官吏である県知事が任命されるが、ここにも県理事会が置かれる。

第4部の選挙は、日本の地方自治法も1947年の制定時に選挙の条文が第20条から第73条まで設けられていたが、公職選挙法が制定されて1956年の改正時にそちらに統一されて全文削除となった。

なお、この法典で使われる「政府」（Gouvernement）の語はワロン地域圏政府を指す。

最後に、ベルギーの地方自治法典の紹介は本邦で初めての試みであり、合併後の10万以上の基礎自治体に完全な分権地区組織を設けるなど、いろいろわが国の地方自治改革に参考になる事項が含まれているように思われることを指摘しておきたい。また、以下本法典を4つに分けて掲載することにする（第5・6部はII-4に入れる）。